

新型コロナウイルス感染症の影響による 各種保険料などの減額または免除

国民健康保険税

ID 1036590

対象

次のいずれかに該当する場合

【免除】 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

【減額】 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者について、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯

- ▶ 事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填される金額を控除した額）が、令和3年の当該事業収入などの額の10分の3以上となる見込みである
- ▶ 令和3年の総所得金額などが1000万円以下である
- ▶ 減少することが見込まれる事業収入など以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

対象期間 令和4年4月1日～5年3月31日に納期限が到来する保険税

申請期限 令和5年3月31日(金) (消印有効)

後期高齢者医療保険料

ID 1029711

対象

次のいずれかに該当する場合

【免除】 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方

【減額】 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次のすべてに該当する方

- ▶ 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が令和3年の当該収入の額の10分の3以上の見込みである
- ▶ 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が1000万円以下である
- ▶ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる種類以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である

対象期間 令和4年4月1日～5年3月31日に納期限が到来する保険料

申請期限 令和5年3月31日(金) (必着)

申請方法 必要書類を、直接または郵送で、〒279-8501浦安市役所国保年金課（市役所2階）へ ※必要書類など、詳しくは、市ホームページをご覧ください

問 国保年金課 ▶ 国民健康保険税について ☎712・6280
▶ 後期高齢者医療保険料について ☎712・6274

介護保険料

《65歳以上(第1号被保険者)》 ID 1036174

対象

次のいずれかに該当する場合

【免除】 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方

【減額】 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する方

- ▶ 事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上である
- ▶ 減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

対象期間 令和4年4月1日～5年3月31日に納期限が到来する保険料

申請方法 令和5年3月31日(金) (消印有効) までに、必要書類を、直接または郵送で、〒279-8501浦安市役所介護保険課（市役所3階）へ ※必要書類など、詳しくは、市ホームページをご覧ください

問 介護保険課 ☎712・6403

国民年金保険料

ID 1000352

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除・納付猶予の手続きが可能です。

対象

令和2年2月分以降の国民年金保険料（令和4年度の臨時特例による免除・納付猶予を申請する場合は、令和3年1月以降の収入が減少した月）

※詳しくは、日本年金機構ホームページ<https://www.nenkin.go.jp>をご覧ください

問 ▶ 市川年金事務所 ☎047・704・1177
▶ 国保年金課 ☎712・6282

令和4年度

非課税世帯などに対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響を緩和するため、住民税非課税世帯などに対し、1世帯あたり10万円の現金を給付します。

※令和3年度臨時特別給付金（非課税世帯または家計急変世帯）対象者は対象外

ID 1036747

対象

- ①**非課税世帯**（対象の方には確認書を送付します）
- 令和4年6月1日時点で浦安市に住民登録がある世帯
 - 世帯全員が令和4年度の市民税均等割が非課税である世帯（世帯全員が市民税均等割を課税されている人に扶養されている場合は対象外）
- ②**家計急変世帯**
- 申請時点で浦安市に住民登録している世帯
 - ①に該当せず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

支給額 1世帯10万円（一回限り）

申請

- ①**非課税世帯**：10月11日(火)(必着)までに、下記の期間に郵送する確認書と必要書類を、同封の返信用封筒で郵送してください
- 令和4年1月1日現在浦安市民の方…7月12日に発送済み
 - 令和4年1月2日～6月1日に浦安市に転入した世帯…8月1日(月)ごろに発送
- ②**家計急変世帯**：9月30日(金)までに、電話で、非課税世帯等臨時特別給付金担当☎323・6201へ

問

- **給付金の制度に関すること**
…内閣府非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター ☎0120・526・145（平日午前9時～午後8時）
- **申請などに関すること**
…非課税世帯等臨時特別給付金担当（平日午前8時30分～午後5時）

(社会福祉課)